

船橋市農業委員会農地台帳事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、船橋市農業委員会が整備する農地台帳に係る事務取扱に関し必要な事項を定めることにより、農家と船橋市農業委員会との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とする。

(資格)

第2条 個人情報の保護のため、農地台帳の閲覧、証明書の交付申請及び申告（以下「農地台帳の閲覧等」という。）をすることができる者は、農地法（昭和27年法律第229号）及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に関し正当な理由がある者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業経営者
- (2) 農業経営者の世帯員
- (3) 前2号に掲げる者の委任状を提出した者（但し、申告を除く）

(手数料)

第3条 農地台帳の閲覧等に係る手数料は無料とする。ただし、次項に掲げるものを除く。

2 農地台帳に係る証明書の交付に係る手数料は、船橋市手数料条例（昭和36年条例第11号）の例による。

(閲覧の場所)

第4条 農地台帳の閲覧場所は、船橋市農業委員会事務局とする。

(閲覧の時間)

第5条 農地台帳の閲覧等は、船橋市役所の執務時間中に行わなければならない。

(禁止事項)

第6条 農地台帳の閲覧等をする者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農地台帳を所定の場所以外に持ち出すこと。
- (2) 農地台帳を汚損、毀損、滅失等すること。
- (3) 農地台帳を複写及び撮影すること。
- (4) 職員の必要な指示に従わないこと。

(管理者)

第7条 農地台帳に関して適正な管理を行うため、管理者を置き、農業委員会事務局長をもって充てる。

(農地台帳の閲覧の手続き)

第8条 農地台帳を閲覧しようとする者は、農地台帳閲覧申請書を提出しなければならない。

2 第2条第1項第3号に規定による資格により閲覧する場合には、委任状を添付しなければならない。

(証明書の交付申請手続き)

第9条 農地台帳に係る証明書の交付申請をしようとする者は、証明書交付願を提出しなければならない。

2 第2条第1項第3号に定める資格により証明書の交付申請をする場合には、委任状を添付しなければならない。

(修正申告の手続き)

第10条 農地台帳の修正申告をしようとする者は、農地台帳修正申告書を提出しなければならない。

(適用除外)

第11条 農地台帳の記録事項のうち、農地法第52条の3の規定に基づき公表することとなる事項については、この基準の規定にかかわらず「船橋市農業委員会農地台帳点検等実施規程」の定めに従うものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。